

令和7年第3回定例会 総務市民委員会 報告（要点筆記）

議案第63号 四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

質 疑
な し

議案第64号 四国中央市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

質 疑

○委 員

住登外者宛名番号管理機能について詳細を伺う。

○理事者

今回の標準化の対象は20業務あり、そのうち税関係など16システムで住登外者の宛名を使用している。住登外者の登録件数は約1万3,000件であるが、これは過去からの累積となっているため、現在は使用されてない方も登録件数として残っている場合もある。

○委 員

住所録とは別に住登外者の情報を管理しているシステムがあるのか。

○理事者

今後は標準化の中で新たにシステムを使用し、そこに住登外者宛名を集約する予定である。

○委 員

住登外者の情報について、管理している項目を伺う。

○理事者

担当課別にシステムを使用しており、それぞれの課で必要な個人を識別できるよう、氏名・性別・生年月日・住所を登録している。

○委 員

住登外者宛名番号管理機能について、選挙人名簿とは連動しているのか。

○理事者

住登外者宛名番号管理機能については、選挙人名簿とは連動していない。

○委 員

投票所整理券については、どの自治体から発送されるのか。

○理事者

投票所整理券は、住民登録しているの自治体からの送付となる。

議案第65号 四国中央市職員定数条例の一部を改正する条例について

質 疑

○委 員

現在の消防職員数を伺う。また、来年の4月までに改正前の現定員数である142人に達することができるのか伺う。

○理事者

消防の職員数については、現在 136 人である。

今年度の前期における採用試験では、消防職員が 2 名合格となっており、後期の採用試験には 8 名の方が応募されているため、改正前の現定員数に達する見込みであると考えている。

○委 員

今回改正された人数について、いつ頃定員数に到達する見込みか。

○理事者

計画的に採用し、令和 15 年度には定員数に達すると見込んでいる。

○委 員

日勤救急隊の増隊について伺う。

○理事者

今回の条例定数増の目的は、救急対応というのが一番大きなところである。日勤救急隊の配置については、防災センターに 1 隊増隊する予定としている。

○委 員

改正前の消防職員の定員数の設定基準について伺う。

○理事者

これまでの定数である 142 人については、合併前の消防の管轄区内であった広域市町村圏組合の枠組みである。川之江分署、三島分署が平成 10 年度に設立され、救急隊・消防隊の必要人数を積み上げた人員である。

○委 員

救急車及び消防車を運用するための隊員数について伺う。

○理事者

救急隊については、救急車を運用するためには 3 名、消防隊については、消防車を運用するためには 4 名乗車しないといけない基準がある。本市の本部は 2 交代で実施しているが、週休が各職員に割り振られており、その週休者が休んだ場合でも、救急隊は 3 名、消防隊は 4 名で運用しなければいけないとなっている。仮に 3 名で救急隊を運用する場合、1 部隊の延べ人員として 4 名から 5 名必要となる。

○委 員

17 名増員された定員数の内訳について伺う。

○理事長

増員の内訳については、日勤救急隊が 3 名、指揮隊と救助隊を合わせて 10 名の増員を見込んでいる。また、査察専従員として防災センターに 2 名、東分署・西分署にそれぞれ 1 名の 4 名を増員し、合計 17 名の増員を予定している。

○委 員

新宮分遣所に導入される高規格救急自動車の今後の運用について伺う。

○理事者

高規格救急自動車は電動ストレッチャーを搭載しており、これまでの救急車より高額なものとなっている。県下でも高規格救急自動車を導入しているのが 2 消防ほどであり、本市としても、この高規格救急自動車の有効性について、今後検証していく。

高規格救急自動車については、新宮分遣所に導入されるが、その救急自動車を平坦地にも移動させ、平坦地でもその活用の有効性について検証していくつもりである。

○委 員

人数を確保する上で、経験値の高い人の採用年数を1年延ばすことも検討すべきではないか。

○理事者

消防士は、体が資本のため、若い職員を求めるところではあるが、消防力の強化をいち早く進めるために、高齢期職員を消防にとどめられないか現在検討している。

議案第66号 四国中央市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び四国中央市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

質 疑

○委 員

時間外勤務を行っている職員について、状況を伺う。

○理事者

今年度に入ってから時間外勤務を行っている職員数は減っている。しかし、どうしても業務のために遅くまで事務作業を行っている部署もあるため、引き続き人事課、担当課と協議し、さらに働きやすい職場になるよう努めたい。

○委 員

各課における朝礼及び終礼の実施について伺う。

○理事者

各課により実施している時間は異なるが、朝礼及び終礼は実施している。

○委 員

職員の有給休暇の取得状況について伺う。

○理事者

有給休暇については、平均して1人当たり年間約10日取得している状況である。

議案第70号 令和7年度四国中央市一般会計補正予算（第5号）〔所管分〕

質 疑

○委 員

コンピューター等備品について、減額補正になった理由を伺う。

○理事者

コンピューター等備品における4,849万6,000円の減額理由については、職員が使用しているパソコンの調達における落札額が減額となったためである。見積り時の状況では、人件費や材料費などの物価高騰が続いており、前年度と比較すると12.5%ほどの上昇が見込まれていた。当時は為替も154円を記録しており、社会情勢を考慮した事業者から提出されてきた見積り額が高額であった。

しかし、今年に入り状況が変わり、安価に落札できたため金額に差が生じた。

○委 員

歳入の地方交付税について伺う。

○理事者

今回は普通交付税の増額である。使途は指定されておらず、一般財源として交付されるものである。

○委 員

地方交付税について、交付されると思われる金額の計上方法について伺う。

○理事者

地方交付税については、年4回決まった時期に交付されている。7月末に当年度分が国で決定されるため、予算額との差額を補正することになる。当初予算時には、国の予算の状況を見ながら、ある程度は見込んで予算計上している。

○委 員

市内の斎場及び斎苑について、名称に違いがあるが、今後統一する予定はないのか。

○理事者

現在の3施設は、土居斎苑以外は、合併前に整備され、名称は、その当時の市町の体制で決定されており、川之江斎苑については、名称を斎苑にしてほしいという地元からの要望があったと記録されている。将来的には、市内に一か所となるため、その際、斎場または斎苑にするのかは、その時の体制で決めるべきと考える。

7年請願第3号 「所得税法第56条の見直しを求める意見書」の採択を求める陳情書
意見等

○委 員

国の動向や他市の状況を見ながら検討するべきだと思われるため、継続審査としたい。

主要事業 「母子保健事業」(妊産婦・乳幼児健診タクシークーポン事業)」
質 疑

○委 員

タクシークーポン券の利用者からどのような意見や感想があるのか。

○理事者

まだ実施開始から2か月しか経過しておらず、詳細な実態把握はできていないが、利用券があることで安心して受診することができたという声は利用者からいただいている。

○委 員

川之江地区から土居地区の病院に行くとすれば、この補助金額では不十分ではないか。

○理事者

妊産婦の方には3万円分のタクシークーポン券を配付している。今のところ妊娠初期から全てを利用する人は6月7月中ではいなかったため、必要な部分は後期に利用していただけると考えている。

主要事業 「土居分団詰所整備事業」
質 疑

○委 員

消防団員の駐車場として南側の土地の購入について以前も質問したが、購入予定はないということだった。購入しないと判断したのはどの機関か伺う。

○理事者

消防部局で判断した。

○委 員

土居分団第4部について、今後の利用方法について伺う。

○理事者

土居分団第4部については、今後は防災備蓄倉庫として使用する予定である。